

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正理由

旧急傾斜地法第19条では、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項により災害危険区域として指定するものとするとされていたため、厚木市建築基準条例（以下「条例」という。）で急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域に指定していたものです。

平成13年に旧急傾斜地法第19条が削除され、土砂災害に対する建築物の安全対策は、急傾斜地の崩壊を防止する目的である急傾斜地法から、土砂災害が発生するおそれがある区域における一定の開発行為の制限や建築物の構造を規制することを目的とした土砂災害防止法へ移行され、建築基準法施行令第80条の3に基づき、土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造規制を行うこととなりましたが、平成13年時点では、神奈川県による土砂災害特別警戒区域の指定が完了しておらず、指定が完了するまでの間は、がけくずれによる被害を防止するため、平成13年に削除された急傾斜地法第19条を準用し、条例で急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域として指定してきました。

神奈川県による土砂災害特別警戒区域の指定は、令和3年に完了したもので、この指定完了の状況は全国的にも同様であることから、令和5年11月10日に国土交通省より、土砂災害危険個所に関する今後の取扱いについて技術的助言が発出された経緯や、令和7年1月24日に開催された神奈川県建築行政連絡協議会において、神奈川県建築基準条例の一部を令和7年度中に改正する旨説明があったことを踏まえ、土砂災害に対する建築物の構造規制を行う区域が整理されたものと判断したことから、今後は、土砂災害特別警戒区域内の建築物の構造規制を建築基準法施行令第80条の3に基づき行うこととするため、災害危険区域を指定する条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 災害危険区域の指定の解除及び構造規制の解除

災害危険区域の指定を解除するため条例第3条を削除します。また、条例第3条の削除に伴い、災害危険区域内の建築物の構造規制である第4条を削除します。

(2) その他文言の整理

3 施行日

公布の日（令和7年12月議会へ提案予定）

4 条例改正のスケジュール

- (1) 検察庁協議（9/11）
- (2) 経営戦略調整会議（10/1）
- (3) 経営戦略会議（10/8）

- (4) 例規審査会（10/22）
- (5) 12月定例会議に提案（11/28）
- (6) 改正条例の施行予定日 公布の日

5 周知について

窓口掲示、市ホームページへの掲載、関係団体へ送付など

6 その他

市民参加手続については、法令で定められる基準の変更に伴う条例改正であることから、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第3号の規定に基づき省略します。